

一時移転等に備えた関係者の対応

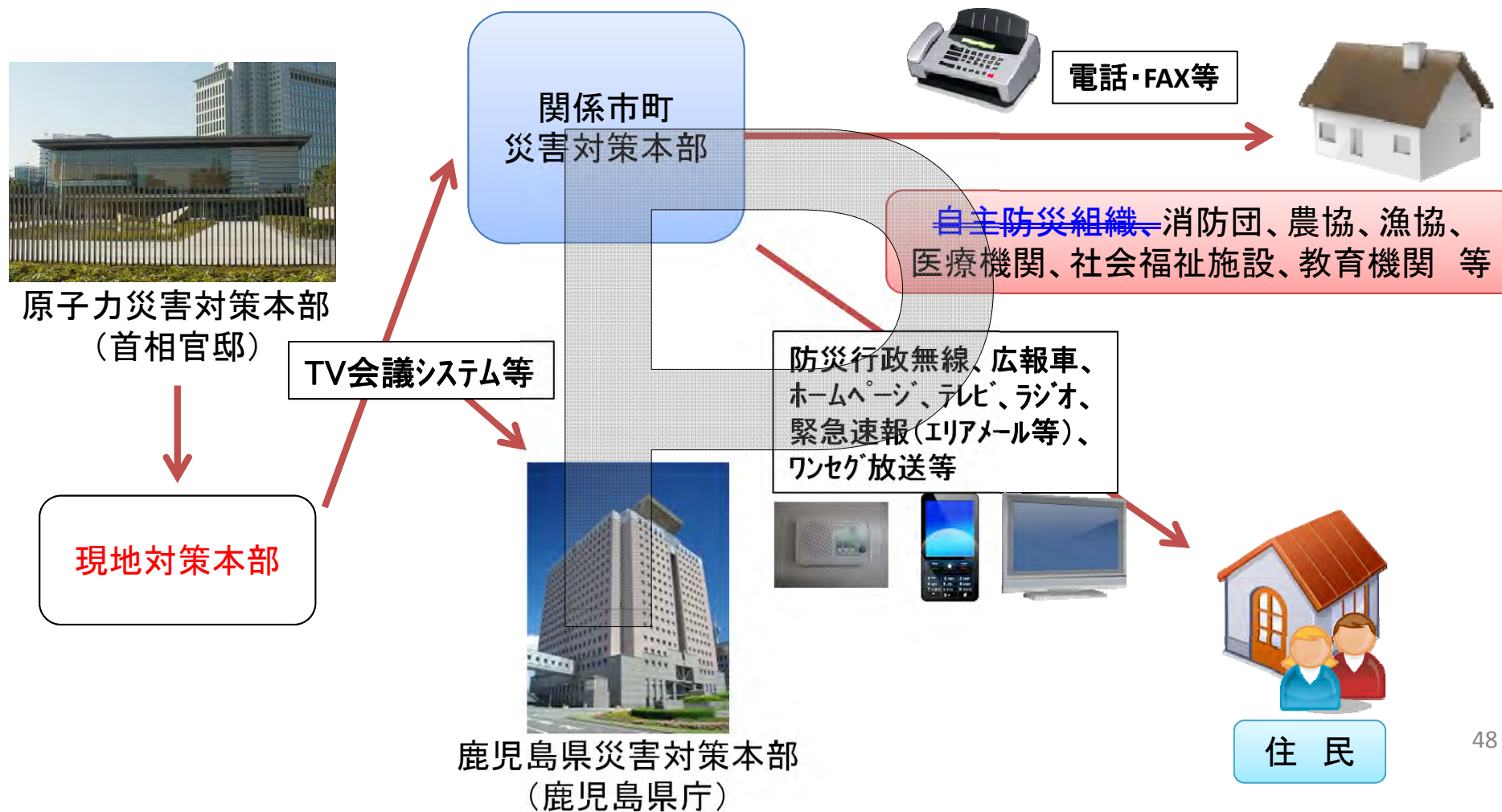
- 鹿児島県及び関係市町は、警戒事態で災害対策本部を設置。
- 鹿児島県は、全面緊急事態になった時点で、住民の一時移転等に備え、鹿児島県内のバス会社に災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定※に基づき、バスの派遣準備を開始。
- 関係市町は、職員配置表に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。



※ 鹿児島県と公益財団法人鹿児島県バス協会(協力事業者33社)が、平成27年6月26日に締結

一時移転等を行う際の情報伝達

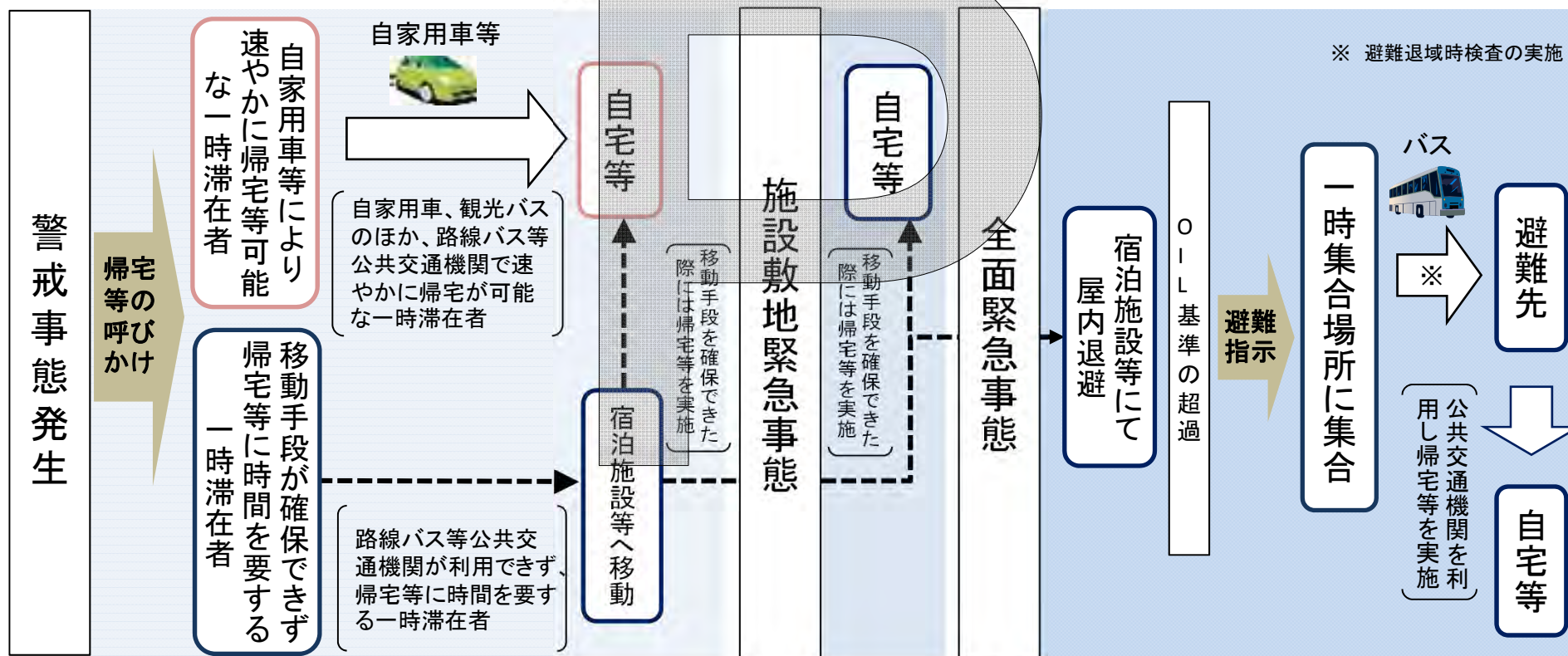
- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、鹿児島県及び関係市町に対し、TV会議システム等を用いて伝達。
- **鹿児島県及び**関係市町から、住民、~~自治会~~消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報(エリアメール等)、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



UPZ内の観光客等一時滞在者の避難

- 鹿児島県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集合場所に集まり、鹿児島県及び関係市町が確保した車両で一時移転等を実施。

＜観光客等一時滞在者の避難の流れ＞

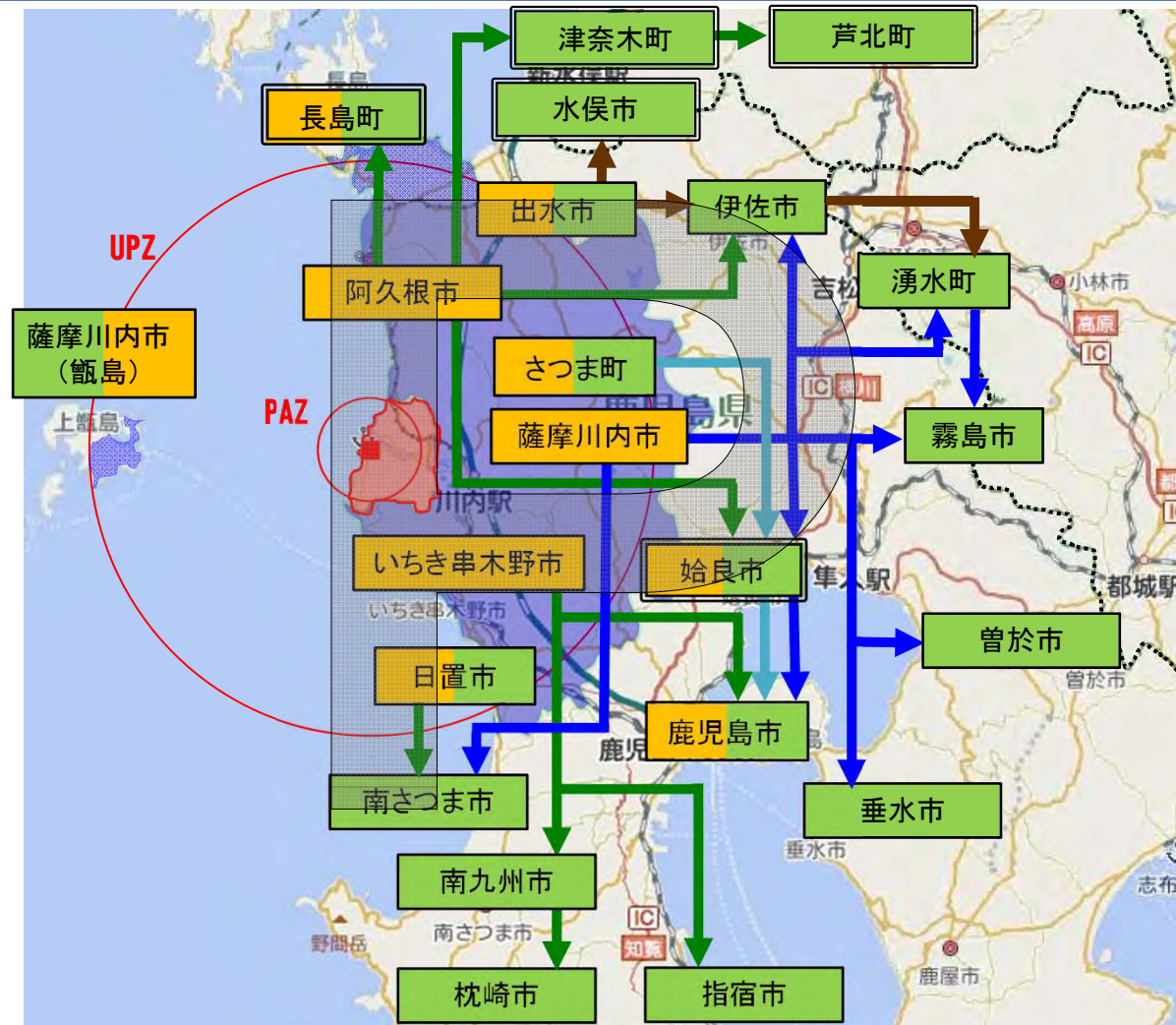


UPZ内住民の一時移転等

- 住民を安全かつ円滑に一時移転等させるため、国の原子力災害対策本部、鹿児島県及び関係市町が、実施に係る実務(避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など)の調整を行う。
- UPZ内関係市町が作成した避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- なお、緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況等、何らかの理由で予定していた避難先が使用出来ない場合には、鹿児島県は関係市町と調整して、他の避難先の調整を行う。
- なお、UPZ内において、道路等が通行不能な場合の復旧等の対応は「4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応」のとおり。

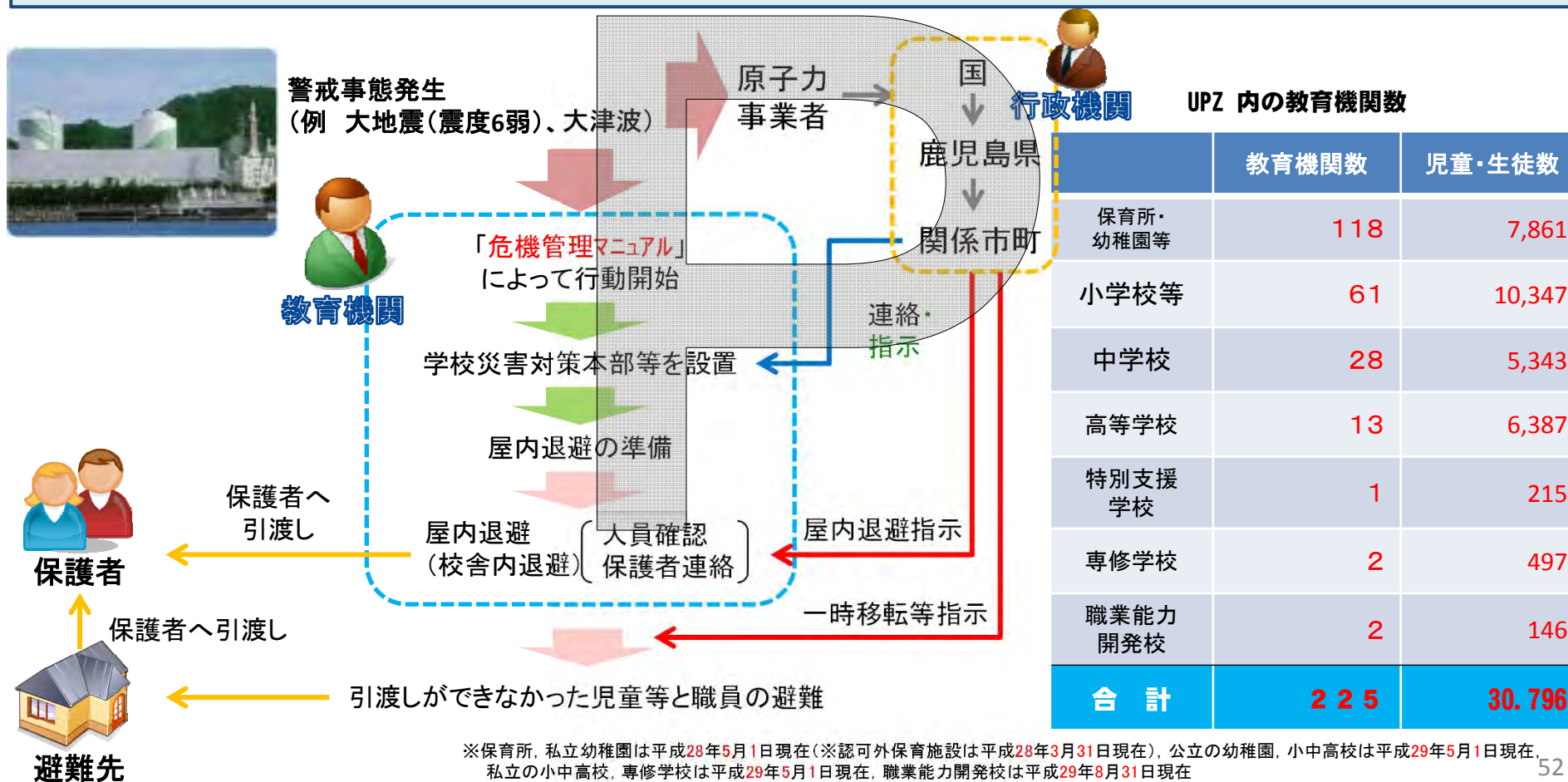
避難元市町名	避難先市町名
薩摩川内市	薩摩川内市内、鹿児島市、霧島市、始良市、湧水町、垂水市、曾於市、南さつま市
いちき串木野市	鹿児島市、枕崎市、指宿市、南九州市
阿久根市	長島町、始良市、伊佐市、湧水町、芦北町(熊本県)、津奈木町(熊本県)
鹿児島市	鹿児島市内
出水市	出水市内、伊佐市、霧島市、水俣市(熊本県)
日置市	日置市内、南さつま市
始良市	始良市内
さつま町	さつま町内、鹿児島市、霧島市
長島町	長島町内

- UPZ内にある鹿児島県内各市町の住民の避難先は、鹿児島県内及び県外(熊本県)において避難先を確保。
- 不測の事態により、避難計画において受入先と決められている市町が避難先にできない場合は、鹿児島県が県内の受入先以外の市町村等と調整のうえ、避難先を決定する。



UPZ内の学校・保育所等の防護措置

- 鹿児島県では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする学校原子力災害対策本部等を設置する。
- 学校原子力災害対策本部等は関係市町原子力災害対策本部や関係市町教育委員会等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の帰宅又は保護者への引渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引渡しを完了する。
- 引渡しができなかった児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、関係市町災害対策本部から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者へ引き渡す。



UPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先（5～10km）

- 鹿児島県では、川内原発から半径5～10km圏にある全ての医療機関、社会福祉施設（12施設502人）について、PAZ内と同様、施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保。
- 何らかの事情で、予め選定した避難先施設が使用できない場合には、鹿児島県が受入先を調整。

5～10km圏内施設と避難先

避難元施設			避難先施設		
番号	施設種別	病床数・入所定員	施設種別	所在地(施設数)	受入可能人数(人)
1	有床診療所	19	病院	伊佐市(1)	19
2	特別養護老人ホーム	65	特別養護老人ホーム	鹿児島市(1) 始良市(1)	121
3	特別養護老人ホーム	70	特別養護老人ホーム	さつま町(1) 伊佐市(1)	108
4	介護老人保健施設	70	介護老人保健施設	鹿児島市(2)	147
5	介護老人保健施設	70	介護老人保健施設	鹿児島市(2)	94
6	有料老人ホーム	30	特別養護老人ホーム	湧水町(1) 始良市(1)	58
7	有料老人ホーム	40	特別養護老人ホーム	始良市(2)	75
8	有料老人ホーム	11	特別養護老人ホーム	日置市(2)	35
9	障害者入所施設	44	障害者入所施設	南さつま市(1) 南九州市(1)	99
10	障害者グループホーム	5			
11	障害者入所施設	54	障害者入所施設	鹿児島市(2) 始良市(1)	106
12	住宅型有料老人ホーム	24	特別養護老人ホーム	出水市(1)	80
合計		502	合計	21施設	942

UPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先（10～30km）

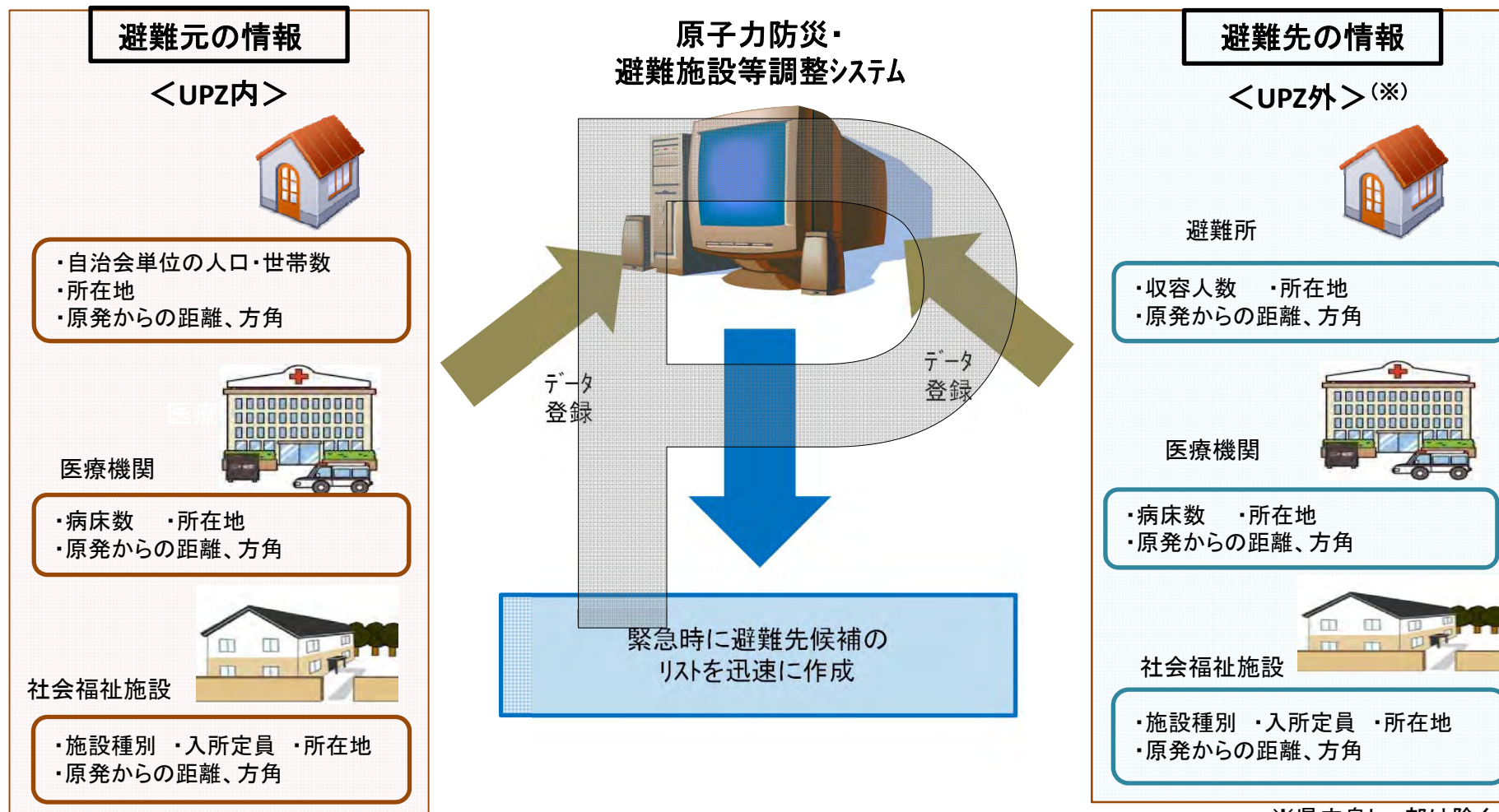
- 国の原子力災害対策本部から、一時移転等の指示が出た地域で10～30km圏にある医療機関、社会福祉施設(234施設9,904人)については、鹿児島県の調整により、避難先を確保。
- 鹿児島県は、一時移転等の指示が出た場合には、予め用意した避難先候補施設が登録された「原子力防災・避難施設等調整システム」により、避難先を選定。

避難元施設(10～30km圏内)			避難先候補施設(30km圏外)	
施設区分	施設数(施設)	入所定員(人)	施設数(施設)	入所定員(人)
医療機関(病院・有床診療所)	81	4,357	184	25,616
社会福祉施設	介護保険施設等	118	231	13,595
	障害福祉サービス事業所等	30	55	2,664
	児童養護施設等	5	10	602
小計	153	5,547	296	16,861
合計	234	9,904	480	42,477

受入先調整
(鹿児島県災害対策本部)

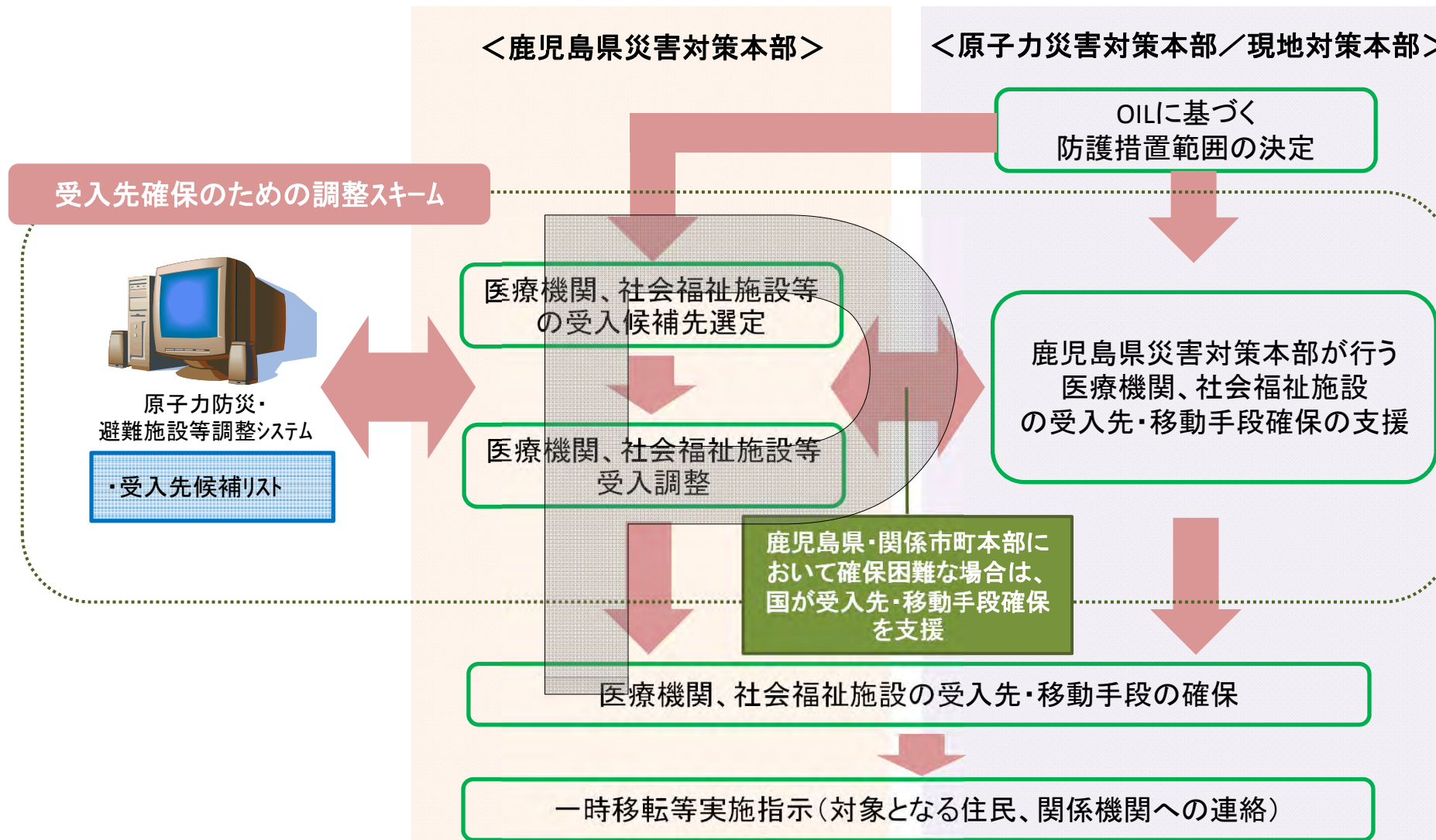
※ 平成29年9月現在の概数

- 鹿児島県では、一時移転等の防護措置が必要となった場合に備え、予め選定した避難先が使用出来なくなった場合の避難先や医療機関、社会福祉施設等の受入先を迅速に調整するため「原子力防災・避難施設等調整システム」を整備。
- 同システムは、避難先調整の際に必要な施設の情報をあらかじめ登録し、緊急時において避難先を迅速に調整。



医療機関・社会福祉施設の受入先確保のための調整スキーム

- ▶ 一時移転等の防護措置が必要になった場合、鹿児島県災害対策本部では原子力防災・避難施設等調整システムを活用し、医療機関、社会福祉施設の受入候補先を選定するとともに、受入れに関する調整を実施。

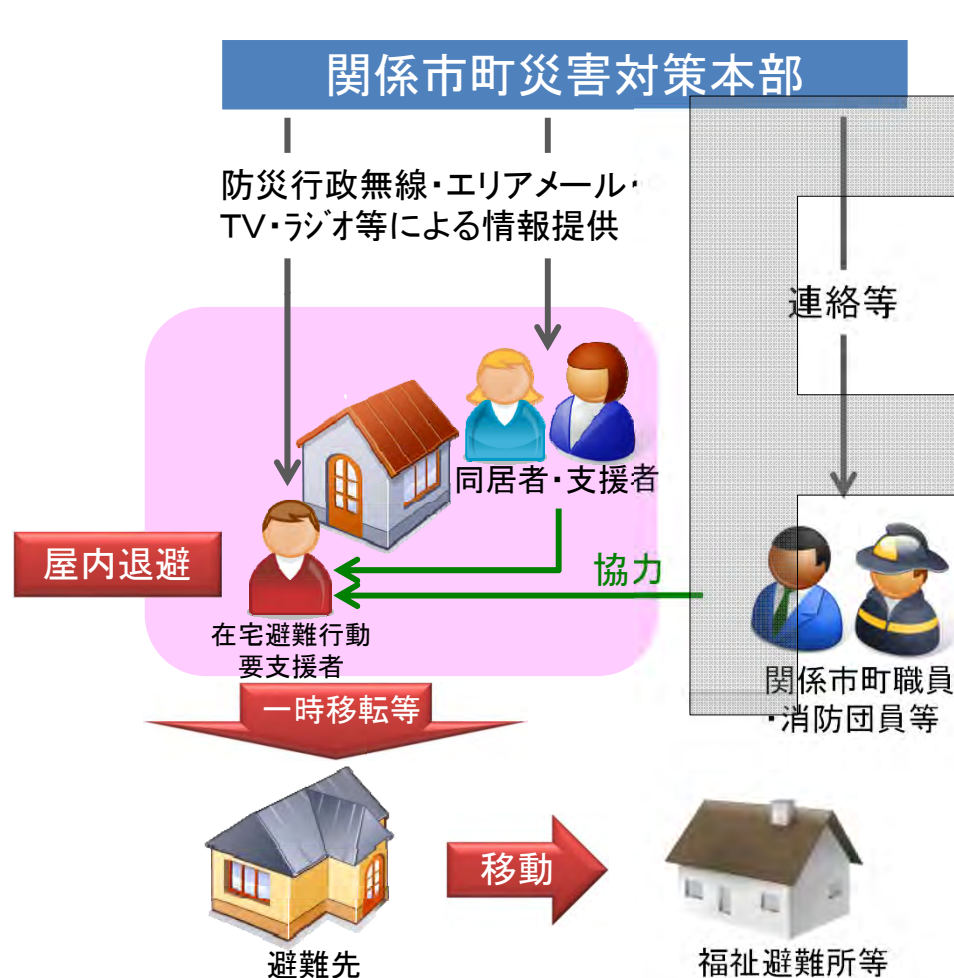


※県において受入先や移動手段の確保が困難な場合は、原子力災害現地対策本部等で、受入先や移動手段の確保を支援する。

UPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、**広報車**、エリアメール、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 連絡が通じない場合は、関係市町職員や消防団員等が、屋内退避・一時移転等の協力を実施予定。
- **支援者の同行により避難可能な者について、一時移転等が必要となった際には、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。**なお、**介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、鹿児島県災害対策本部において関係機関と調整し福祉避難所等へ移動する。**

UPZ内の在宅の避難行動要支援者数



	5~30Km圏内
薩摩川内市	2,485(1,612)
いちき串木野市	776(768)(722)
阿久根市	959(854)
鹿児島市	28(24)
出水市	277(174)
日置市	1,168(831)
始良市	1(0)
さつま町	317(310)
長島町	51(51)
合計	6,054(4,578)

- ※1 ()内は支援者有り
- ※2 平成29年4月現在の概数
- ※3 支援者がいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者が確保できない場合においても、緊急時に消防団や自主防災組織等の避難支援等関係者と情報を共有し、避難支援等関係者による屋内退避・一時移転等の支援ができる体制を整備中。

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時20 μ Sv超過の区域に対して概ね**1週間程度内**に一時移転を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、当該区域の市町災害対策本部より、防災行政無線、**広報車**、緊急速報(エリアメール等)、TV、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 自家用車による避難が可能な住民は自家用車により避難。それ以外の住民は、県が確保するバス等により避難。

<UPZ内市町の避難先> ※平成29年4月1日時点

